


消費者教育の試行的実施による効果検証のための調査研究

海外調査報告書

平成 23 年 3 月

 株式
会社 **三菱総合研究所**

目 次

1	調査の概要.....	1
1. 1	調査の背景と目的.....	1
1. 2	調査対象国の概要.....	1
(1)	フィンランド.....	1
(2)	韓国.....	6
1. 3	訪問調査の実施概要.....	11
(1)	フィンランド.....	11
(2)	韓国.....	11
2	フィンランドにおける消費者教育.....	12
2. 1	フィンランドにおける消費者教育の方向性.....	12
2. 2	フィンランドにおける消費者教育の取組状況.....	18
	＜参考＞ 消費者教育に関連する具体的な取組等.....	23
2. 3	小括.....	24
3	韓国における消費者教育.....	26
3. 1	韓国における消費者教育の方向性.....	26
3. 2	韓国における消費者教育の取組状況.....	27
	＜参考＞ 消費者教育に関連する具体的な取組等.....	30
3. 3	小括.....	34
4	まとめ.....	35
5	わが国の消費者教育に向けて.....	37
6	参考資料.....	41
6. 1	Teaching Consumer Competences.....	41
6. 2	フィンランドの電子教材の事例.....	69
6. 3	ヘルシンキ市の生涯学習の事例.....	73
6. 4	対訳集.....	74
6. 5	用語説明.....	76

1 調査の概要

1.1 調査の背景と目的

近年、日本においても、社会における安全・安心の確保などの様々な課題が生じており、国民が消費者の権利と責任について理解するとともに、消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるよう支援していくためにも、消費生活に関する教育活動、すなわち消費者教育は極めて重要になっている。

消費者教育に関しては、学校教育では中学校の技術・家庭科や高等学校の家庭科等で行われており、社会教育では公民館等の社会教育施設で学習機会の提供が行われているが、その効果が十分ではないという指摘がある。

特に、消費者被害が多発している「若者」と「高齢者」については、習得した知識が具体的な行動に結びつくような消費者教育の内容及び方法を検討することが必要なことから、文部科学省においては、諸外国の取組も参考とし、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の参考となる指針を作成することとした。

今回の調査においては、消費者教育に関して特徴的な取組を行っており、日本における消費者教育の指針の検討に資することが期待できる国として、他の北欧諸国と共同して消費者教育の戦略について検討し、それを学校教育のカリキュラムにも反映させ、消費者市民教育とも言われる先進的な消費者教育を実施しているフィンランド共和国及び消費者基本法、消費者行政、韓国消費者院による消費者教育の取組など、我が国の制度・仕組み等との共通点の多い大韓民国の2カ国を調査対象として選定した。

両国の消費者教育について文献調査及び現地ヒアリングを実施し、両国における消費者教育の概念とその背景を調査することにより、文部科学省における消費者教育の指針の策定の一助とすることを本調査の目的とする。

1.2 調査対象国の概要

(1) フィンランド

○国勢¹

- 国名：フィンランド共和国
- 面積：33.8万平方キロメートル（日本よりやや小）
- 人口：約533万人（2008年）
- 首都：ヘルシンキ（約58万人、2009年）
- 言語：フィンランド語、スウェーデン語（全人口の約5.5%）
- 宗教：福音ルーテル教（国教）、正教会

¹ 外務省 HP：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/finland/data.html>

○教育制度²

フィンランドの学校制度は9年間の基礎教育課程、3年間の後期中等教育課程（上級中等学校又は職業教育学校）、3年間以上の高等教育課程（大学又は高等専門学校（AMK））から構成される。基礎教育課程の1年前には就学前教育が行われており、大部分の子どもが就学前教育を受けている。また、基礎教育を修了した生徒の大部分が後期中等教育課程に進学する。³

さらに、生涯学習・社会教育のための施設として、成人教育センターが全国に設置されており、市民を対象とした学習機会の提供が行われている。

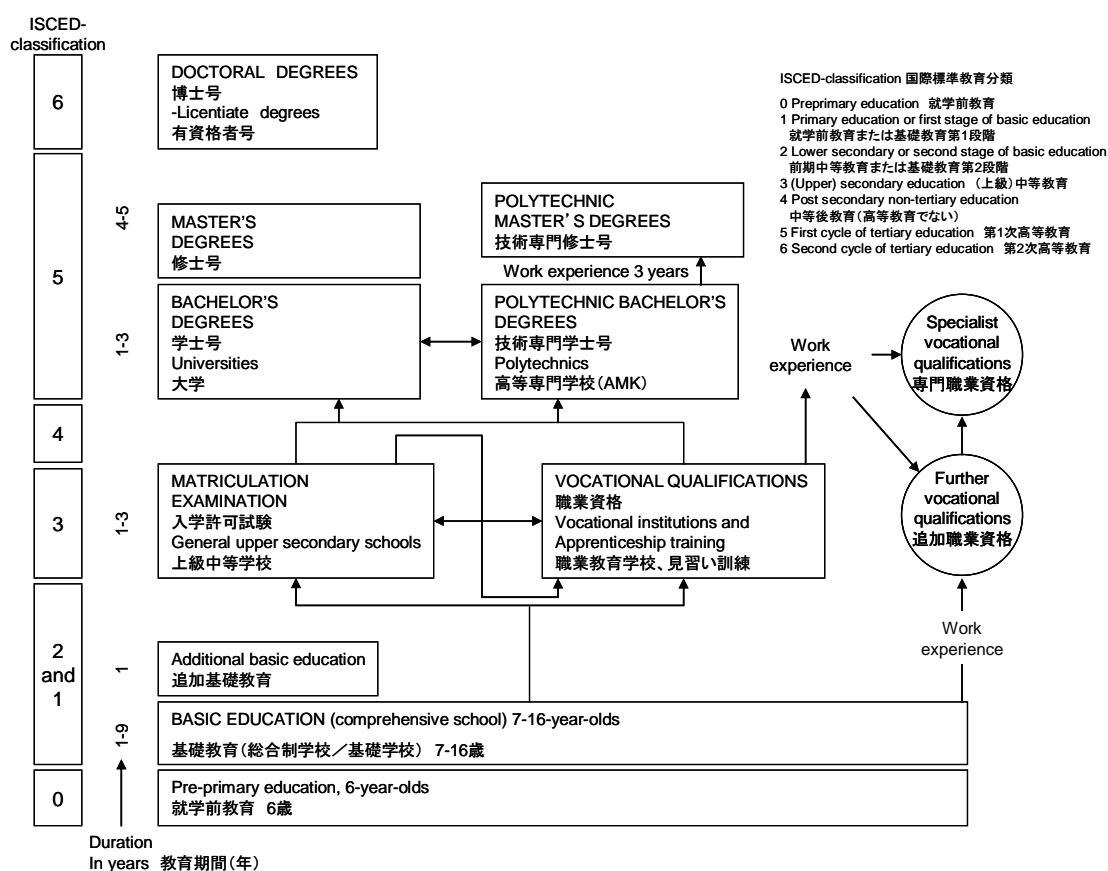


図1 フィンランドの教育システム⁴

² 教育文化省 HP : <http://www.minedu.fi/OPM/Koulutus/koulutusjaerjestelmae/?lang=en>

³ 基礎教育課程修了後の進路のうち、90%以上が就学前教育、後期中等教育を受けている（教育文化省, Education and Science in Finland(2004)）

⁴ フィンランド教育文化省 HP を参考に作成

http://www.oph.fi/english/education/overview_of_the_education_system

表 1 フィンランドの学校数・児童生徒数・教員数

学校種 (修業年限)	学校数 (校)	児童生徒数 (千人)	教員数 (人)
基礎教育[総合制学校／基礎学校] (9年)	3,067	548	44,623
上級中等学校 (3年)	406	123	7,266
高等専門学校 [AMK] (3年～)	30	143	6,018
大学 (3年～)	20	176	7,788
成人教育センター (期間の設定なし)	234	507	—

資料：Education Statistics 2007, Statistics Finland. ⁵,

Opettajien määrä lähes ennallaan 2004, Statistics Finland ⁶

注1) 学校数、児童生徒数は2007年、教員数は2004年の数値 (Education Statistics では、教員数の調査は2004年が最新)。成人学校における教員数は不明。

○教育課程

基礎教育及び上級中等学校における教育内容は、教育文化省所管の機関である国家教育委員会が策定するナショナルコアカリキュラム (日本における学習指導要領に相当) によって規定されている。国のコアカリキュラムに基づいて、これを具体化する自治体ごとのコアカリキュラムが作成され、さらに各教育機関 (学校等) で具体的な教育プログラムが作成される。

現行のコアカリキュラムの中で、消費者教育は独立した科目としてはないが、後述するとおり、分野横断的な内容として教育内容に含まれている。

○教育行政

フィンランドでは、教育文化省が国レベルでの教育政策の策定や教育制度の運営に対する責務を有し、初等中等教育や高等教育、職業教育・職業訓練、生涯学習を管轄している。また、教育文化省が管轄する国家教育委員会において、教育施策に関する検討がされている。

国家教育委員会は1991年に旧国家教育委員会と職業教育研究所が合併再編されて設立され、就学前教育、基礎教育、高等教育、職業教育・職業訓練、成人教育・訓練、初等教育における芸術教育など、幅広い教育開発等を担当している。

消費者教育は国家教育委員会の「一般教育 (General Education)」を所管する部局で担当されている。

⁵ http://www.stat.fi/til/kjarj/2007/kjarj_2007_2008-02-22_tie_001_en.html

⁶ http://www.stat.fi/til/ope/2004/ope_2004_2006-06-30_tie_001.html

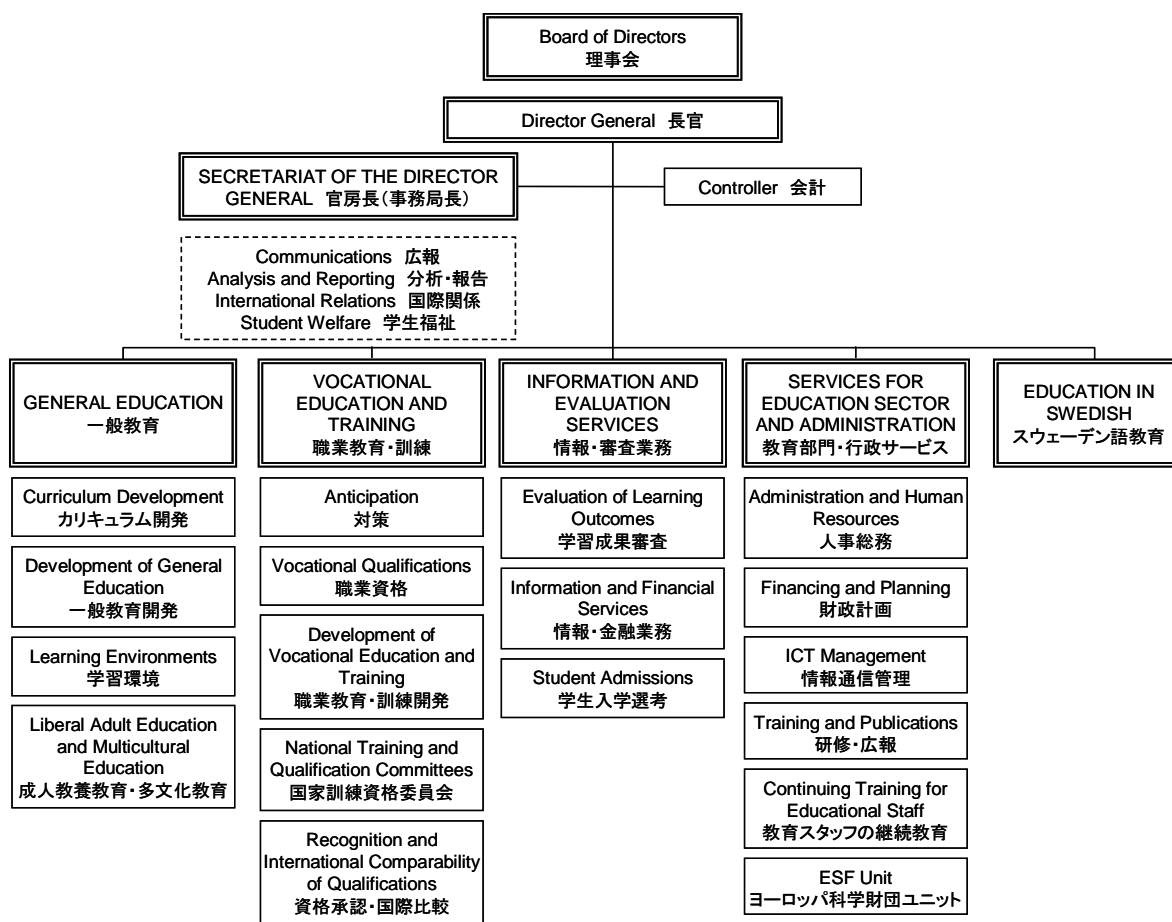


図 2 フィンランド国家教育委員会 The Finnish National Board of Education ⁷

国家教育委員会は、その事業について、毎年事業計画を策定し教育文化省の承認を得て成果協定⁸を締結する。予算を申請する公的機関は、実施する事業について事業計画を策定し承認を得ることで、各事業の予算を決定する必要がある。大学及び高等専門学校も、各々が教育文化省と成果協定に関する協議をする。

なお、幼児教育のコアカリキュラムは、社会福祉保健省が管轄する国立保健社会福祉研究所が作成している。

フィンランドでは、日本のような、教員免許制度が存在せず、教育学または専門分野の修士号が教員資格として位置づけられている。

国家教育委員会では、教員の研修機会を支援する目的で、教材の提供やインターネットによる優良教材についての情報提供等を行っている。

⁷ http://www.oph.fi/download/47576_Organisation_chart_english.pdf

⁸ 国家教育委員会 HP : http://www.oph.fi/download/121094_OPM_OPH_tulossopimus_2010.pdf

また教育文化省では、教員の能力開発を継続的に実施するための取り組み「Osaava (オサーヴァ) プログラム」を実施している⁹。

○消費者行政

フィンランドの消費者行政は、主に雇用経済省が管轄している。雇用経済省の管轄下には、消費者関連官庁である消費者庁及び国立消費者調査センターがある。フィンランド欧州消費者センターは、欧州内の消費者センターネットワークに属する機関であり、同時に消費者庁が管轄しているフィンランド政府の機関でもある。

消費者庁の主な業務は、マーケティング及び契約条件の監督、消費者相談対応、消費者・金融相談事業の指導、価格比較の実施及び比較調査の作成などである。

消費者庁の組織は、①消費者権利部門（監視業務等）、②情報部門、③サービス部門、④その他（欧州消費者センターとの連携等）に分かれている。

このうち、消費者教育は、②情報部門が所管している。同部門では、商品テスト・調査、メディア・コミュニケーション等も同時に実施されている。

また、消費者庁は、国家教育委員会と共同で、企業と消費者教育との係わりに関するガイダンス（学校と企業のマーケティングや支援を含めた協力ガイドライン）を作成している¹⁰。

国立消費者調査センターの主な業務は、消費者社会の変化やリスク要因に関する調査を実施し、それらの調査結果を公表することで、消費者の福利を促進することである。

また、消費者相談は、2008年以前は消費者庁が業務指導を行い、地方ごとに実施されていたが、政府組織の改編に伴い2009年に実施主体が自治体から国に移行した。さらに、2010年に製品やサービスの安全性の監督が消費者庁から安全技術局（雇用経済省の組織）に移行した。

その他、雇用経済省の消費者政策の重要項目として、法務省との共同による消費者関連法令の改正がある。法務省の管轄下には消費者紛争委員会があり、消費者が調達した商品やサービスの質及び事業者の成果物に対し苦情を申し立てた際、その紛争の解決のため、勧告を行っている。この勧告は法的拘束力を伴うものではない。

⁹ 教育文化省 HP :

http://www.minedu.fi/OPM/Tiedotteet/2009/04/opettajien_taydennyskoulutus.html?lang=fi

¹⁰ 消費者庁 HP “Cooperation between schools and businesses including marketing and sponsorship” :

[http://www.kuluttajavirasto.fi/File/0999b19f-4db7-4f40-8034-102969be9337/Cooperation+between+scho](http://www.kuluttajavirasto.fi/File/0999b19f-4db7-4f40-8034-102969be9337/Cooperation+between+schools+and+businesses+including+marketing+and+sponsorship.pdf)

(2) 韓国

○国勢¹¹

- 面積：約 10 万 33 平方キロメートル（朝鮮半島全体の 45%、日本の約 4 分の 1）
- 人口：約 4,887 万人（2010 年現在）
- 首都：ソウル
- 民族：韓民族
- 言語：韓国語
- 宗教：仏教：25%、プロテスタント：20%、カトリック：7.4%、その他
- 社会・文化に儒教の影響を色濃く受ける。

○教育制度

韓国の義務教育は 6 年間の初等教育と、3 年間の前期中等教育の 9 年間である。後期中等教育は、3 年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。高等教育は 4 年生大学（医学部など一部専攻は 6 年）、4 年生教育大学（初等教育担当教員の養成）及び 2 年制あるいは 3 年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業生を対象に、2～2.5 年の修士課程と 3 年の博士課程が置かれている。¹²

その他、成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

○教育行政

2008 年の行政改革に伴い、教育人的資源部と科学技術部が統合され「教育科学技術部」が設置された。教育科学技術部では、学校教育及び生涯教育を管轄しており、生涯学習の振興策として、学校と地域との連携を通して生涯学習社会の形成を目標としている。2009 年 4 月、教育改革推進の加速化を目的として組織改編され、政策企画機能及び支援機能が強化された。

¹¹ 外務省 HP：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html>

¹² 「諸外国の教育改革の動向 2009」文部科学省

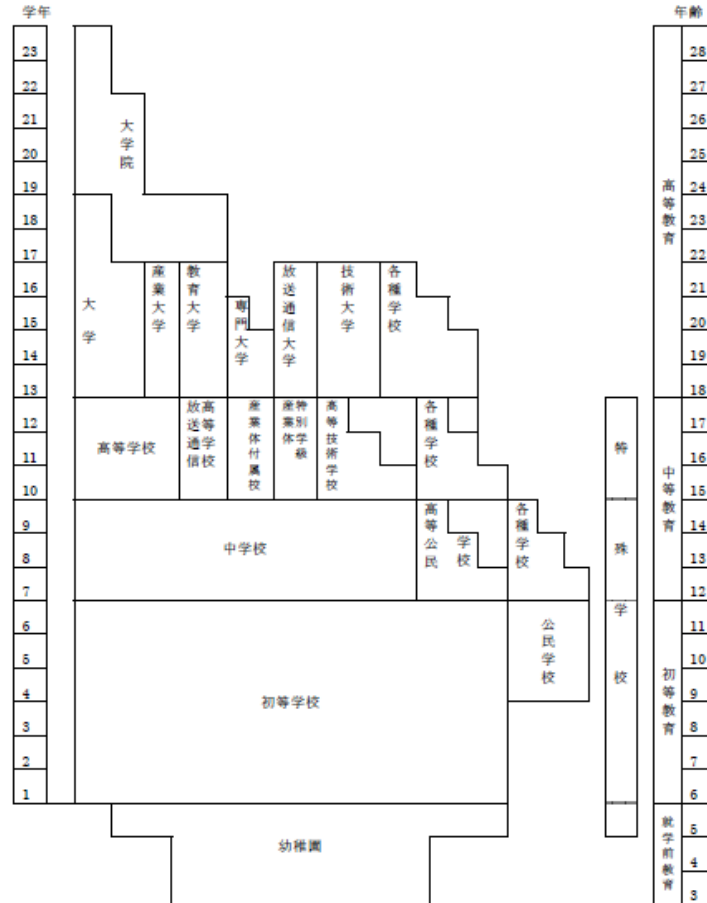


図 3 韓国の教育システム

表 2 韓国の学生数・教員数

学校種 (修業年限)		学校数 (校)	児童生徒数 (千人)	教員数 (人)
初等学校 (6年)	国公立	5,738	3,627.1	170,376
	私立	75	45.1	1,814
中学校 (3年)	国公立	2,427	1,667.2	88,990
	私立	650	371.4	19,710
普通高等学校 (3年)	国公立	838	765.0	47,912
	私立	655	654.5	38,588
高等技術学校 (3年)	国公立	411	255.5	20,396
	私立	286	231.9	16,010
大学 (4年~)	国公立	25	411.7	13,703
	私立	149	1,531.8	40,628

(資料：(韓国)「教育統計年報」2008年版)

資料：「諸外国の教育改革の動向 2009」文部科学省に基づいて作成

2009年12月、「2009年改訂教育課程」が発表され、2011年度から段階的に適用されることとなった。この改訂は、学校の自律性と多様性の不足が独創力のある人材育成を妨げているとして、学校ごとにカリキュラム運営を柔軟に行うことができることを目的として実施された。

これまで、教育課程基準の改訂は、1954年公示の「第1次教育課程」からおよそ10年ごとに行われてきたが、1980年代に入ってからはその周期が短くなり、「第4次教育課程」から「第7次教育課程」まではおよそ5年ごとに改訂されてきた。1997年に「第7次教育課程」が公示されてからは、しばらく改訂が行われなかったが、2007年に改訂され、呼称も「2007年改訂教育課程」となった。「2007年改訂教育課程」は2009年3月より段階的に導入されたところであるが、同年12月には、新たに教育課程が改訂された。

「2009年改訂教育課程」の特徴としては、①教科群・学年群の導入による学期あたりの履修科目の減少、②「創意的な体験活動」を通して、配慮と気配りのできる人材を育成、③基礎領域（国語、英語、数学）の教科と児童・生徒の選択権の強化、④画一的な教育方式からの脱却と、各学校で特性化されたカリキュラムの運営、などがあげられる。

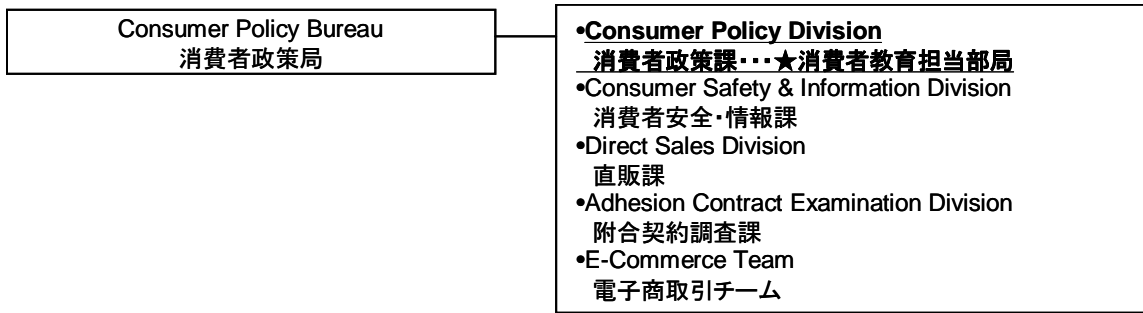
○消費者行政

韓国の消費者行政は、主に公正取引委員会が管轄している。2007年3月、財政経済部（組織改編後、企画財政部）が管轄していた韓国消費者院が公正取引委員会に移管され、消費者政策の推進体制は公正取引委員会に一元化された。

公正取引委員会は競争の促進、消費者の権利の保護、中小企業の競争環境の整備等の権限を担い、独占禁止および公正取引法を含む9つの法律を所管している¹³。消費者の権利の保護としては、不公平又は意図しない契約から消費者を保護することや、消費者への正しい情報開示、インフォームドコンセント等を推進している。また、契約・取引や訪問販売、電子取引業務等を監督している。

消費者教育については、公正取引委員会の消費者政策局消費者政策課が担当している。

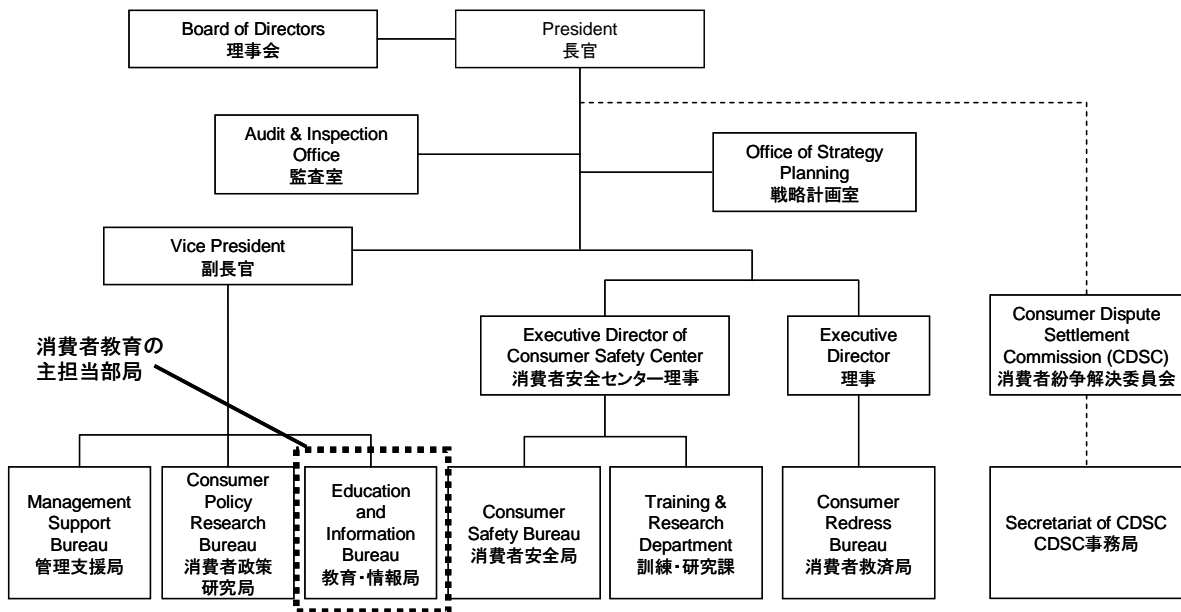
¹³ <http://eng.ftc.go.kr/about/overview.jsp?pageId=0102>



資料：韓国公正取引委員会ホームページを参考に作成

図 4 韓国公正取引委員会消費者政策局の組織について

韓国消費者院は、1987年に政府の消費者保護施策を総合的に推進する機関として、設立された機関である。韓国消費者院は、消費者の権利を保護しつつ消費生活の合理化を図りながら国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、①消費者関連制度及び政策研究、②試験検査及び調査分析、③情報収集・提供及び国際協力、④消費者教育・広報及び放送事業、⑤消費者の苦情処理及び被害救済等を主な事業としている。韓国消費者院の中では、教育・情報局が消費者教育を担当している。



資料：韓国消費者院ホームページを参考に作成

図 5 韓国消費者院¹⁴

¹⁴ http://www.kca.go.kr/jsp/eng/about_02_04.jsp

○韓国における消費者関連の法律の概要

韓国において消費者保護を主たる目的として 1980 年、消費者保護法が制定された。同法は、日本の消費者保護基本法（1968 年制定、後の「消費者基本法」）をモデルにしたとされているが、行政による是正命令や罰則規定等が設けられているなど、日本の法律にはない特徴がある。その後、経済発展や生活水準の向上、消費者の意識水準の高まりに対応し、消費者の権利の実現を明示した消費者保護法の改正法が 1987 年 4 月施行された。¹⁵

さらに 2006 年、消費者保護法が大きく改正され、消費者を保護の対象から市場経済の主体として捉え直し、法律名も「消費者基本法」と変更された（2007 年 3 月施行。ただし、一部については 2008 年 1 月施行）。消費者基本法においては「消費者の基本的権利」として 8 つの権利が明示されているが、その中に「合理的な消費生活のために必要な教育を受ける権利」が含まれる。¹⁶

¹⁵ 徐熙錫「韓国における消費者法の発展と課題—『消費者保護法』の内容を中心に—」国民生活研究第 42 巻第 4 号（2003 年 3 月）1 頁

¹⁶ 細川幸一「韓国の消費者政策の概要」2008 年

<http://www.ac.cyberhome.ne.jp/%7Econsumer/Korea%20Consumer%20Policy%202008%203%2022.pdf>

1. 3 訪問調査の実施概要

(1) フィンランド

○実施期間

2010年8月31日～9月5日

○調査対象機関

- 国家教育委員会 (Finnish National Board of Education)
- フィンランド消費者庁 (Finnish Consumer Agency)
- 地域事務所 (Vantaa Register Office)
- ヘルシンキ大学 (University of Helsinki)
- ヘルシンキ大学／パルメニア生涯学習センター
(University of Helsinki ,Palmenia Centre for Continuing Education)
- ヘルシンキ大学附属総合学校 (Helsingin Normaalityseo)

○参加者

- 東京家政学院大学 教授 (消費者教育推進委員会) 上村 協子
- 立教大学 教授 (消費者教育推進委員会) 萩原 なつ子
- 文部科学省 生涯学習政策局男女共同参画学習課 佐々木 俊治

(2) 韓国

○実施期間

2010年9月6日～9月9日

○調査対象機関

- 公正取引委員会 (Fair Trade Commission)
- 教育科学技術部 (Ministry of Education, Science and Technology Development)
- 韓国消費者院 (Korea Consumer Agency)
- 堂下小学校 (Dangha Elementary school)
- 建国大学校 (Konkuk University)
- 消費者連盟

○参加者

- 東京家政学院大学 教授 (消費者教育推進委員会) 上村 協子
- 立教大学 教授 (消費者教育推進委員会) 萩原 なつ子
- 文部科学省 生涯学習政策局男女共同参画学習課 土井 真知